特定小売供給約款変更届出書

令和元年 8 月 28 日

東京電力エナジーパートナー株式会社

特定小売供給約款変更届出書

販本発１第１号
令和元年８月28日

経済産業大臣　世耕　弘成　殿

東京都千代田区内幸町１丁目１番３号
東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役社長　秋本展秀

平成26年改正法附則第16条第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第７項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙　特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	令和元年10月１日

特定小売供給約款変更届出書

販本発１第２号
令和元年８月28日

経済産業大臣　世耕　弘成　殿

東京都千代田区内幸町１丁目１番３号
東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役社長　秋本展秀

平成26年改正法附則第16条第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙　特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	令和元年10月１日

別　紙

特 定 小 売 供 給 約 款

令和元年10月1日 実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

特定小売供給約款

目　　次

Ⅰ　総　　則……1
1　適　　用……1
2　供給約款の届出および変更……1
3　定　　義……1
4　単位および端数処理……3
5　実　施　細　目……3

Ⅱ　契約の申込み……4
6　需給契約の申込み……4
7　需給契約の成立および契約期間……4
8　需　要　場　所……5
9　需給契約の単位……5
10　供　給　の　開　始……5
11　供　給　の　単　位……6
12　承　諾　の　限　界……6
13　需給契約書の作成……6

Ⅲ　契約種別および料金……7
14　契　約　種　別……7
15　定　額　電　灯……7
16　従　量　電　灯……10
17　臨　時　電　灯……16
18　公　衆　街　路　灯……20
19　低　圧　電　力……24
20　臨　時　電　力……27
21　農　事　用　電　力……29

Ⅳ　料金の算定および支払い……32
22　料金の適用開始の時期……32
23　検　　針　　日……32
24　料金の算定期間……33
25　使用電力量の計量……33
26　料 金 の 算 定……35
27　日　割　計　算……35
28　料金の支払義務および支払期日……36
29　料金その他の支払方法……38
30　延　滞　利　息……39
31　保　　証　　金……40

Ⅴ　使用および供給……42
32　適正契約の保持……42
33　力 率 の 保 持……42
34　需要場所への立入りによる業務の実施……42
35　供 給 の 停 止……43
36　供給停止の解除……43
37　供給停止期間中の料金……44
38　違　　約　　金……44
39　制限または中止の料金割引……44
40　損害賠償および債務の履行の免責……45
41　設 備 の 賠 償……46

Ⅵ　契約の変更および終了……47
42　需給契約の変更……47
43　名 義 の 変 更……47
44　需給契約の廃止……47
45　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費負担金等相当額の精算……47

46　解　　約　　等……49
47　需給契約消滅後の債権債務関係……50

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担……51
48　供給方法および工事……51
49　工事費負担金等相当額の申受け等……51

附　　則……53
別　　表……71

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

(1)　当社が，特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

(2)　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

2　供給約款の届出および変更

(1)　この供給約款は，電気事業法附則第16条第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2)　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。

3　定　　義

次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2)　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3)　小　型　機　器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(4)　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5)　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6)　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7)　契　約　電　流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8)　契　約　容　量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9)　契　約　電　力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10)　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(11)　そ　の　他　季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

(12)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

(13)　貿　易　統　計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14)　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月

31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3)　契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

(4)　使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5)　力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6)　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実　施　細　目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

(1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

(2)　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1)　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2)　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8　需　要　場　所

需要場所は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

(1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力

(2)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10　供 給 の 開 始

(1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2)　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供 給 の 単 位

当社は，次の場合を除き，１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

(1)　共同引込線（２以上の需給契約に対して１引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

(2)　その他技術上，経済上やむをえない場合

12　承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，当該一般送配電事業者の供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　　約　　種　　別	
電灯需要	定　　額　　電　　灯	
	従　　量　　電　　灯	A
		B
		C
	臨　　時　　電　　灯	A
		B
		C
	公　衆　街　路　灯	A
		B
電　力　需　要	低　　圧　　電　　力	
	臨　　時　　電　　力	
	農　　事　　用　　電　　力	

15　定　額　電　灯

(1)　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１　契　約　に　つ　き	**55円00銭**

ロ　電　灯　料　金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	99円56銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	149円62銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	249円74銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	349円87銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	550円12銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	550円12銭

(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	239円17銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	387円05銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	387円05銭

(5)　そ　　の　　他

当該一般送配電事業者は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16　従　量　電　灯

(1)　従 量 電 灯 A

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

(ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

ハ　契　約　電　流

(ｲ)　契約電流は，５アンペアといたします。

(ﾛ)　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定

された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の８キロワット時まで	235円84銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	19円88銭

(2)　従 量 電 灯 Ｂ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契　約　電　流

(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	286円00銭
契約電流15アンペア	429円00銭
契約電流20アンペア	572円00銭
契約電流30アンペア	858円00銭
契約電流40アンペア	1,144円00銭
契約電流50アンペア	1,430円00銭
契約電流60アンペア	1,716円00銭

(ﾛ)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	19円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	26円48銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	30円57銭

(ﾊ)　最 低 月 額 料 金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１　契　約　に　つ　き	235円84銭

(3)　従 量 電 灯 C

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契　約　容　量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**286円00銭**

(ﾛ)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	19円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	26円48銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	30円57銭

17　臨　時　電　灯

(1)　臨 時 電 灯 A

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニに

よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8円06銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	16円10銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	16円10銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	161円05銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	161円05銭

ニ　そ　　の　　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　臨 時 電 灯 Ｂ

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契　約　電　流

(ｲ)　契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使

用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	**314円60銭**

(ﾛ)　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**33円62銭**

ニ　そ　　の　　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

(3)　臨 時 電 灯 C

イ　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**314円60銭**

(ﾛ)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**33円62銭**

ハ　そ　　の　　他

(ｲ)　当該一般送配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ハ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　公 衆 街 路 灯

(1)　公衆街路灯Ａ

イ　適　用　範　囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ)　需 要 家 料 金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１　契　約　に　つ　き	**49円50銭**

(ﾛ)　電　灯　料　金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	90円10銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	136円20銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	228円40銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	320円61銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	505円02銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	505円02銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	218円27銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	349円65銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	349円65銭

ハ　そ　　の　　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　公衆街路灯Ｂ

イ　適　用　範　囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契　約　容　量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。た

だし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**258円50銭**

(ﾛ)　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**20円05銭**

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１　契　約　に　つ　き	**224円84銭**

ホ　そ　　の　　他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離

して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

（ﾛ） その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ １需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契　約　電　力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表６（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表６（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,122円00銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	17円37銭	15円80銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　そ　　の　　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6)　そ　　の　　他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20　臨　時　電　力

(1)　適　用　範　囲

動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2)　契　約　電　力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギ

ー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	**189円60銭**

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，１月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	20円82銭	18円94銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ　の　他

イ　当該一般送配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

21 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の２月分（その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	**440円00銭**

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	13円12銭	11円94銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

(4)　そ　　の　　他

イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

22　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23　検　　針　　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1)　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。

(2)　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3)　当該一般送配電事業者は，やむをえない事情のある場合には，(1)にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

(4)　当該一般送配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

(5)　(3)の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(6)　(4)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(7)　(4)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24　料金の算定期間

(1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2)　定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25　使用電力量の計量

(1)　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

イ　23（検針日）(5)の場合の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，原則として，前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえ

た値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ロ　23（検針日）(6)の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　23（検針日）(7)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2)　計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。

(3)　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5)　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(6)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計

量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(6)　23（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，別表７（使用電力量の協定）を基準として，お客さまとの協議によって定めます。

(7)　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，別表７（使用電力量の協定）を基準として，お客さまとの協議によって定めます。

(8)　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26　料 金 の 算 定

(1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

(2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27　日　割　計　算

(1)　当社は，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表８（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表８（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従

量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表８（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表８（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2)　26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3)　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表８（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28　料金の支払義務および支払期日

(1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし，23（検針日）(6)の場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)ハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の計量）(6)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，25（使用電力量の計量）(7)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といた

します。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　29（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ホ　農事用電力のお客さまの１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。

(2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3)　支払期日は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して 30日目といたします。

イ　当該一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

ロ　お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は，一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。

ハ　29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は，翌月の料金の支払期日といたします。

(4)　支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には，当社は，支払期日を翌日に延伸いたします。また，延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は，さらに１日延伸いたします。

29　料金その他の支払方法

(1)　料金については毎月，工事費負担金等相当額その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　(1)ハにより支払われる場合は，原則として，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3)　当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5)　23（検針日）(6)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6)　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7)　お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は，1,000円を下回る料金については，当社は，(1)にかかわらず，翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし，この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は，この限りではありません。

(8)　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

(9)　臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

30　延　滞　利　息

(1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

(2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方

消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31　保　　証　　金

(1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

（ｲ）　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

（ﾛ）　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3)　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

(4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充

当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5)　当社は，次により，保証金に利息を付します。

イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。

ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。

(6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

32　適正契約の保持

当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33　力 率 の 保 持

(1)　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2)　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

34　需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(2)　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務

35　供 給 の 停 止

(1)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(2)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当該一般送配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ヘ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト　34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(3)　お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

36　供給停止の解除

35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払い

を要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

(1)　非常変災の場合

(2)　夜間（午前0時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で，要員の配置等の事情により，やむをえないとき。

(3)　その他特別の事情がある場合

37　供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者が接続供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

38　違　　約　　金

(1)　お客さまが35（供給の停止）(2)ロからへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2)　(1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。

39　制限または中止の料金割引

(1)　当社は，託送約款等（給電指令の実施等）に定めるところにより，当該一般送配電事業者が，低圧で供給するお客さま（定額電灯，従量電灯および低圧電力のお客さまに限ります。）の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因

がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割 引 の 対 象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　　引　　率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ日数の計算延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

(2)　(1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3)　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

40　損害賠償および債務の履行の免責

(1)　託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者が接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを

負いません。

(2)　35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または46（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

41　設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

42　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

43　名 義 の 変 更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

44　需給契約の廃止

(1)　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

(2)　需給契約は，46（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算

(1)　お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止

しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(2)　(1)の場合で，当該一般送配電事業者から，託送約款等にもとづき，臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

46　解　　約　　等

(1)　35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2)　お客さまが，44（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

47　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

48　供給方法および工事

(1)　当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。

(2)　託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。

49　工事費負担金等相当額の申受け等

(1)　当該一般送配電事業者から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

(2)　当該一般送配電事業者から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

(3)　託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4)　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

附　　則

附　　則

1　この供給約款の実施期日

この供給約款は，令和元年10月１日から実施いたします。

2　標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

3　料金についての特別措置

(1)　電化厨房住宅契約

イ　適　用　範　囲

従量電灯Ｂまたは従量電灯Ｃとして電気の供給を受け，電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で，この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則４（料金についての特別措置）(1)の適用を受けている場合に，当分の間，適用いたします。

ロ　料　　金

各月の料金は，従量電灯Ｂまたは従量電灯Ｃによって料金として算定された金額から(ｲ)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ)　電化厨房住宅割引額

電化厨房住宅割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額が(ﾊ)に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は，(ﾊ)に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。

電化厨房住宅割引額　＝　(ﾛ)の割引対象額　×　３パーセント

(ﾛ)　割 引 対 象 額

割引対象額は，その他季におけるその１月の使用電力量に16（従量電灯）(2)ニ(ﾛ)または(3)ホ(ﾛ)の該当料金を適用して算定された金額といたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその１月の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合，料金適用上の電力量区分は，別表８（日割計算の基本算式）(1)ロに準ずるものといたします。

(ﾊ)　電化厨房住宅割引上限額

電化厨房住宅割引上限額は，１月につき次のとおりといたします。ただし，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は，その１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。

１　契　約　に　つ　き	**550円00銭**

ハ　そ　　の　　他

(ｲ)　当社は，クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合，当社は，当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ﾛ)　お客さまがクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

なお，無断でクッキングヒーターを取り外された場合は，38（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

(ﾊ)　当社は，27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，電化厨房住宅割引上限額の日割計算は，次によるものといたします。

a　電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間日数}}$$

b　26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，aの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は，} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

(ニ)　26（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(2)　口座振替割引

イ　適　用　範　囲

従量電灯，臨時電灯Ｂ，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，臨時電力または農事用電力として電気の供給を受け，料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）により支払われる従量制供給のお客さまで，かつ，口座振替割引の適用を希望される場合に，当分の間，適用いたします。

ロ　契　約　の　成　立

口座振替割引は，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ハ　料　　金

各月の料金は，従量電灯，臨時電灯Ｂ，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし，当該月における口座振替割引額は，従量電灯，臨時電灯Ｂ，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。また，その１月の料金がお客さまの指定する口座から１回目の振替日に引き落とされなかった場合は，当社は，次の口座振替割引額を差し引く前の料金とし

て算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し，その月の料金として申し受けます。

1　契　約　に　つ　き	55円

(3)　一括前払契約

イ　適　用　範　囲

定額電灯または公衆街路灯Ａとして電気の供給を受け，料金を口座振替により支払われるお客さまで，かつ，一括前払契約の適用を希望される場合に，当分の間，適用いたします。

ロ　契約の成立および契約期間

(ｲ)　一括前払契約は，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(ﾛ)　契約期間は，次によります。

ａ　契約期間は，一括前払契約が成立した日から，料金適用開始の日以降12月目の検針日の前日までといたします。

ｂ　契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は，一括前払契約は，契約期間満了後も12月ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は，お客さまの属する検針区域の検針日とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ　前払対象期間

前払対象期間は，お客さまに１回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし，お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。

なお，契約期間満了に先だって，前払対象期間を変更することはできません。

(ｲ)　1　　年　　型

前払対象期間は，料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

(ﾛ)　半　　年　　型

前払対象期間は，料金適用開始の日から６月目の検針日の前日までの期間および６月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

ホ　前　　払　　額

(ｲ)　前払額は，当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合，予想月額料金は，原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は，一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。

なお，当社は，前払額について利息を付しません。

(ﾛ)　お客さまの前払額の支払義務は，当該前払対象期間の初日に発生いたします。

(ﾊ)　お客さまの前払額は，支払期日までに支払っていただきます。

(ﾆ)　お客さまの前払額の支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。ただし，お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客さまの前払額の支払期日は，一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または休日に該当する場合には，当社は，支払期日を翌日に延伸いたします。また，延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は，さらに１日延伸いたします。

(ﾎ)　お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，一括前払契約を解約いたします。この場合，一括前払契約は，当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。

ヘ　料　　金

各月の料金は，定額電灯または公衆街路灯Ａによって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合，当社は，前払額を各月の料金に順次充当いたします。

1　契　約　に　つ　き	1　年　型	11円00銭
	半　年　型	8 円80銭

ト　前払額の精算

(ｲ)　当社は，前払対象期間終了後，前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし，前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には，前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。

(ﾛ)　(ｲ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は，当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものといたします。ただし，一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は，原則として一括前払契約の消滅日に発生するものといたします。

(ﾊ)　当社は，一括前払契約が消滅する場合を除き，不足額については，翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。

(ﾆ)　不足額は，支払期日までに支払っていただきます。

(ﾎ)　不足額の支払期日は，前払額の支払期日に準ずるものといたします。

(ﾍ)　お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，30（延滞利息）に準じ，延滞利息を申し受けます。ただし，お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合であっても，当社は，延滞利息を申し受けます。

(ﾄ)　お客さまが不足額を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

(ﾁ)　当社は，(ｲ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については，翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし，一括前払契約が消滅した場合の過払額については，すみやかにお返しいたします。

(ﾘ)　当社は，前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には，当該前払対象期間満了に先だって，追加して前払額を申し受けることがあります。

チ　一括前払契約の廃止

(ｲ)　お客さまが一括前払契約を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

なお，この場合には，廃止期日は，電気の需給契約が消滅する場合を除き，通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。

(ﾛ)　一括前払契約は，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし，電気の需給契約が消滅する場合は，電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。

リ　そ　　の　　他

ホ(ﾎ)によって一括前払契約を解約した後１年に満たないお客さまについては，一括前払契約を適用いたしません。

4　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，(2)により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2)　料金は，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

5　公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則６（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，需給契約の変更がない限り，次のとおりといたします。

(1)　契　約　容　量

契約容量は，0.5キロボルトアンペアといたします。

(2)　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Ａに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，従量電灯Ａに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の８キロワット時まで	224円84銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	20円05銭

(3)　その他の事項については，公衆街路灯Ｂに準ずるものといたします。ただし，27（日割計算）および39（制限または中止の料金割引）の適用については，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

6　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則７（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け，脱穀調整用電力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

(1)　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2)　料　　金

料金は，１年（毎年４月１日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロワット	１キロワット	２キロワット	３キロワット	３キロワットをこえ１キロワットを増すごとに
最初の30日まで	4,736円27銭	6,941円91銭	11,025円44銭	15,162円02銭	2,706円91銭
30日をこえる１日につき	41円65銭	67円87銭	135円78銭	200円33銭	59円07銭

ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合，基

準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	38銭2厘	76銭3厘	1円52銭7厘	2円29銭0厘	76銭3厘

(3)　支払義務発生日

料金の支払義務発生日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の30日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4)　その他の事項については，本則の農事用電力に準ずるものといたします。

7　消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける，令和元年9月30日以前から需給契約が継続し，令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については，次のとおりといたします。

(1)　Ⅲ（契約種別および料金）の料金率については，15（定額電灯）(4)，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニもしくは(3)ホ，17（臨時電灯）(1)ハ，(2)ハもしくは(3)ロ，18（公衆街路灯）(1)ロもしくは(2)ニ，19（低圧電力）(5)，20（臨時電力）(3)または21（農事用電力）(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　定　額　電　灯

(ｲ)　需 要 家 料 金

1　契　約　に　つ　き	54円00銭

(ﾛ)　電　灯　料　金

10ワットまでの１灯につき	97円75銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	146円90銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	245円20銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	343円51銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	540円12銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	540円12銭

(ﾊ)　小型機器料金

50ボルトアンペアまでの１機器につき	234円82銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	380円01銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	380円01銭

ロ　従　量　電　灯

(ｲ)　従 量 電 灯 A

最 低 料 金	１契約につき最初の８キロワット時まで	231円55銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	19円52銭

(ﾛ)　従 量 電 灯 B

a　基　本　料　金

契約電流10アンペア	280円80銭
契約電流15アンペア	421円20銭
契約電流20アンペア	561円60銭
契約電流30アンペア	842円40銭
契約電流40アンペア	1,123円20銭
契約電流50アンペア	1,404円00銭
契約電流60アンペア	1,684円80銭

b　電 力 量 料 金

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	19円52銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	26円00銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	30円02銭

c　最 低 月 額 料 金

1　契　約　に　つ　き	231円55銭

(ハ)　従 量 電 灯 C

a　基　本　料　金

契約容量１キロボルトアンペアにつき	280円80銭

b　電 力 量 料 金

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	19円52銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	26円00銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	30円02銭

ハ　臨　時　電　灯

(ｲ)　臨 時 電 灯 A

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円91銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円81銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円81銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	158円12銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	158円12銭

(ﾛ)　臨 時 電 灯 B

a　基　本　料　金

契約電流10アンペアにつき	308円88銭

b　電 力 量 料 金

１キロワット時につき	33円01銭

(ﾊ)　臨 時 電 灯 C

a　基　本　料　金

契約容量１キロボルトアンペアにつき	308円88銭

b　電 力 量 料 金

１キロワット時につき	33円01銭

ニ　公 衆 街 路 灯

(ｲ)　公衆街路灯 A

a　需 要 家 料 金

１　契　約　に　つ　き	48円60銭

b　電　灯　料　金

10ワットまでの１灯につき	88円46銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	133円73銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	224円25銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	314円78銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	495円84銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	495円84銭

c　小型機器料金

50ボルトアンペアまでの１機器につき	214円30銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	343円29銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	343円29銭

(ﾛ)　公衆街路灯Ｂ

a　基　本　料　金

契約容量１キロボルトアンペアにつき	253円80銭

b　電　力　量　料　金

１キロワット時につき	19円69銭

c　最低月額料金

１　契　約　に　つ　き	220円75銭

ホ　低　圧　電　力

(ｲ)　基　本　料　金

契約電力１キロワットにつき	1,101円60銭

(ﾛ)　電 力 量 料 金

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	17円06銭	15円51銭

ヘ　臨　時　電　力

(ｲ)　定額制供給の場合

契約電力１キロワット１日につき	186円15銭

(ﾛ)　従量制供給の場合

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	20円45銭	18円60銭

ト　農 事 用 電 力

(ｲ)　基　本　料　金

契約電力１キロワットにつき	432円00銭

(ﾛ)　電 力 量 料 金

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	12円89銭	11円72銭

(2)　附則３（料金についての特別措置）の料金率については，附則３（料金についての特別措置）(1)ロ(ﾊ)，(2)ハ，(3)ヘにかかわらず，次のとおりといたします。

イ　電化厨房住宅割引上限額

１　契　約　に　つ　き	540円00銭

ロ　口座振替割引

1　契　約　に　つ　き	54円

ハ　一括前払割引

1　契　約　に　つ　き	1　年　型	10円80銭
	半　年　型	8円64銭

(3)　附則５（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の料金率については，附則５（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	220円75銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	19円69銭

(4)　附則６（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の料金率および基準単価については，附則６（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　料　　金　　率

	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の30日まで	4,650円15銭	6,815円69銭	10,824円98銭	14,886円35銭	2,657円69銭
30日をこえる1日につき	40円89銭	66円64銭	133円31銭	196円69銭	58円00銭

ロ　基　準　単　価

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	37銭5厘	75銭0厘	1円49銭9厘	2円24銭9厘	75銭0厘

(5)　別表２（燃料費調整）の基準単価については，別表２（燃料費調整）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

電灯	10 ワットまでの１灯につき	88銭６厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	１円77銭０厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	３円54銭０厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	５円31銭０厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	８円85銭１厘
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	８円85銭１厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	２円64銭４厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	５円28銭８厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	５円28銭８厘

(ﾛ)　臨 時 電 灯 Ａ

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	７銭１厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭３厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭３厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	１円42銭７厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	１円42銭７厘

(ﾊ)　臨　時　電　力

契約電力１キロワット１日につき	１円49銭９厘

ロ　従量制供給の場合

１キロワット時につき	22銭８厘

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ｲ)　定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたしま

す。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

2　燃 料 費 調 整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1970

β＝0.4435

γ＝0.2512

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値

といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44{,}200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り，かつ，66,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44{,}200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合平均燃料価格は，66,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (66{,}300\text{円} - 44{,}200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1{,}000}$$

ﾊ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ニ　燃料費調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	90銭 2 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円80銭 3 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円60銭 6 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円40銭 9 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 1 銭 5 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9 円 1 銭 5 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円69銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円38銭 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5 円38銭 6 厘

(ﾛ) 臨 時 電 灯 A

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭 5 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭 5 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円45銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円45銭 3 厘

(ﾊ) 臨 時 電 力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円52銭 7 厘

ロ 従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭2厘

(3)　燃料費調整単価等の掲示

当社は,(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3　契約負荷設備の総容量の算定

(1)　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ)　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき　50ボルトアンペア

(ロ)　(イ)以外の場合

1差込口につき　100ボルトアンペア

(2)　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換　　算　　容　　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ　ネ オ ン 管 灯

2 次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水　　銀　　灯

出　　力（ワット）	換　　算　　容　　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2)　誘 導 電 動 機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	―	160	出力(ワット)×133.0 パーセント
45 以下	―	180	
65 以下	―	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力)　× 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3)　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

<table>
<tr><th>装置種別（携帯型および移動型を含みます。）</th><th>最高定格
管 電 圧
(ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ)</th><th>管　電　流
（短時間定格電流）
（ミリアンペア）</th><th>換算容量(入力)
(キロボルトアンペア)</th></tr>
<tr><td>治療用装置</td><td></td><td></td><td>定格１次最大入力
(キロボルトアンペア)
の値といたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="16">診察用装置</td><td rowspan="8">95キロボルトピーク
以下</td><td>20ミリアンペア以下</td><td>1</td></tr>
<tr><td>20ミリアンペア超過
30ミリアンペア以下</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>30ミリアンペア超過
50ミリアンペア以下</td><td>2</td></tr>
<tr><td>50ミリアンペア超過
100ミリアンペア以下</td><td>3</td></tr>
<tr><td>100ミリアンペア超過
200ミリアンペア以下</td><td>4</td></tr>
<tr><td>200ミリアンペア超過
300ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr>
<tr><td>300ミリアンペア超過
500ミリアンペア以下</td><td>7.5</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過
1,000ミリアンペア以下</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">95キロボルトピーク
超過
100キロボルトピーク
以下</td><td>200ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr>
<tr><td>200ミリアンペア超過
300ミリアンペア以下</td><td>6</td></tr>
<tr><td>300ミリアンペア超過
500ミリアンペア以下</td><td>8</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過
1,000ミリアンペア以下</td><td>13.5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">100 キロボルトピーク
超過
125 キロボルトピーク
以下</td><td>500ミリアンペア以下</td><td>9.5</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過
1,000ミリアンペア以下</td><td>16</td></tr>
<tr><td rowspan="2">125 キロボルトピーク
超過
150 キロボルトピーク
以下</td><td>500ミリアンペア以下</td><td>11</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過
1,000ミリアンペア以下</td><td>19.5</td></tr>
<tr><td rowspan="3">蓄電器放電式
診 察 用 装 置</td><td colspan="2">コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">0.75マイクロファラッド超過
1.5マイクロファラッド以下</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">1.5マイクロファラッド超過
3マイクロファラッド以下</td><td>3</td></tr>
</table>

(4)　電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

(5)　そ　　の　　他

イ　(1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times \left\{\begin{array}{c}\text{電熱}\\ \text{器総}\\ \text{容量}\end{array}\right\} + 90\text{パーセント} \times \left\{\begin{array}{c}\text{力率90パーセント}\\ \text{の 機 器}\\ \text{総 容 量}\end{array}\right\} + 80\text{パーセント} \times \left\{\begin{array}{c}\text{力率80パーセント}\\ \text{の 機 器}\\ \text{総 容 量}\end{array}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

6　契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ﾛ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times \text{電圧(ﾎﾞﾙﾄ)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times \text{電圧(ﾎﾞﾙﾄ)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

(1)　過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流，契約容量または契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2)　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3)　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4)　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。

(5)　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月

ロ　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

8　日割計算の基本算式

(1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は，} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ｲ)　従 量 電 灯 Ａ

$$\text{最低料金適用電力量} = 8\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃ

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)によって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾆ)　26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)および(ﾛ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は，} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3)　定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日

としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第25条および第23条の規定に基づく添付書類

1　変更を必要とする理由

2　新旧料金率比較表および供給条件の変更の内容

3　工事費負担金等相当額説明書

1　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

平成28年11月18日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）による地方税法の改正を受け，このたび，当社は，消費税率の引き上げによる新たな料金率等を設定すべく，特定小売供給約款を見直すこととといたしました。

この消費税率の引き上げによる新たな料金率等の設定については,平成26年改正法附則第16条第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第６項に規定された「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」に該当することから，平成26年改正法附則第16条第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第７項の規定にもとづき，ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

また，当社は，ホールディングカンパニー制へ移行した

ことにともなう託送供給に係る供給条件の明確化等に必要となる変更を行なうため，上記の変更と合わせ，特定小売供給約款を見直すこととといたしました。

つきましては，平成26年改正法附則第16条第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定にもとづき，ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　新旧料金率比較表および供給条件の変更の内容

新 旧 料 金 率 比 較 表（ 電 灯 分 ）

現行料金				改定料金			
区分		単位	料金率	区分		単位	料金率
			円 銭				円 銭
定額電灯	需要家料金	1契約	54.00	定額電灯	需要家料金	1契約	55.00
	電灯料金				電灯料金		
	１０Ｗまで	1 灯	97.75		１０Ｗまで	1 灯	99.56
	２０Ｗまで	〃	146.90		２０Ｗまで	〃	149.62
	４０Ｗまで	〃	245.20		４０Ｗまで	〃	249.74
	６０Ｗまで	〃	343.51		６０Ｗまで	〃	349.87
	１００Ｗまで	〃	540.12		１００Ｗまで	〃	550.12
	１００Ｗ超過				１００Ｗ超過		
	１００Ｗまでごとに	〃	540.12		１００Ｗまでごとに	〃	550.12
	小型機器料金				小型機器料金		
	５０ＶＡまで	1機器	234.82		５０ＶＡまで	1機器	239.17
	１００ＶＡまで	〃	380.01		１００ＶＡまで	〃	387.05
	１００ＶＡ超過				１００ＶＡ超過		
	１００ＶＡまでごとに	〃	380.01		１００ＶＡまでごとに	〃	387.05
従量電灯 A	最低料金			従量電灯 A	最低料金		
	最初の８kWhまで	1契約	231.55		最初の８kWhまで	1契約	235.84
	電力量料金				電力量料金		
	８kWh超過分	1kWh	19.52		８kWh超過分	1kWh	19.88
従量電灯 B	基本料金			従量電灯 B	基本料金		
	１０アンペア	1契約	280.80		１０アンペア	1契約	286.00
	１５アンペア	〃	421.20		１５アンペア	〃	429.00
	２０アンペア	〃	561.60		２０アンペア	〃	572.00
	３０アンペア	〃	842.40		３０アンペア	〃	858.00
	４０アンペア	〃	1,123.20		４０アンペア	〃	1,144.00
	５０アンペア	〃	1,404.00		５０アンペア	〃	1,430.00
	６０アンペア	〃	1,684.80		６０アンペア	〃	1,716.00
	電力量料金				電力量料金		
	最初の120kWhまで	1kWh	19.52		最初の120kWhまで	1kWh	19.88
	120kWh超過				120kWh超過		
	300kWhまで	〃	26.00		300kWhまで	〃	26.48
	300kWh超過分	〃	30.02		300kWh超過分	〃	30.57
	最低月額料金	1契約	231.55		最低月額料金	1契約	235.84
従量電灯 C	基本料金	1kVA	280.80	従量電灯 C	基本料金	1kVA	286.00
	電力量料金				電力量料金		
	最初の120kWhまで	1kWh	19.52		最初の120kWhまで	1kWh	19.88
	120kWh超過				120kWh超過		
	300kWhまで	〃	26.00		300kWhまで	〃	26.48
	300kWh超過分	〃	30.02		300kWh超過分	〃	30.57

現行料金					改定料金				
区分			単位	料金率	区分			単位	料金率
				円 銭					円 銭
臨時電灯	A	５０ＶＡまで１日につき	１契約	7.91	臨時電灯	A	５０ＶＡまで１日につき	１契約	8.06
		１００ＶＡまで　〃	〃	15.81			１００ＶＡまで　〃	〃	16.10
		１００ＶＡ超過５００ＶＡまで１００ＶＡまでごとに					１００ＶＡ超過５００ＶＡまで１００ＶＡまでごとに		
		〃	〃	15.81			〃	〃	16.10
		１kVAまで　〃	〃	158.12			１kVAまで　〃	〃	161.05
		１kVA超過３kVAまで１kVAまでごとに					１kVA超過３kVAまで１kVAまでごとに		
		〃	〃	158.12			〃	〃	161.05
	B	基本料金	10A	308.88		B	基本料金	10A	314.60
		電力量料金	１kWh	33.01			電力量料金	１kWh	33.62
	C	基本料金	１kVA	308.88		C	基本料金	１kVA	314.60
		電力量料金	１kWh	33.01			電力量料金	１kWh	33.62
公衆街路灯	A	需要家料金	１契約	48.60	公衆街路灯	A	需要家料金	１契約	49.50
		電灯料金					電灯料金		
		１０Ｗまで	１　灯	88.46			１０Ｗまで	１　灯	90.10
		２０Ｗまで	〃	133.73			２０Ｗまで	〃	136.20
		４０Ｗまで	〃	224.25			４０Ｗまで	〃	228.40
		６０Ｗまで	〃	314.78			６０Ｗまで	〃	320.61
		１００Ｗまで	〃	495.84			１００Ｗまで	〃	505.02
		１００Ｗ超過１００Ｗまでごとに	〃	495.84			１００Ｗ超過１００Ｗまでごとに	〃	505.02
		小型機器料金					小型機器料金		
		５０ＶＡまで	１機器	214.30			５０ＶＡまで	１機器	218.27
		１００ＶＡまで	〃	343.29			１００ＶＡまで	〃	349.65
		１００ＶＡ超過１００ＶＡまでごとに	〃	343.29			１００ＶＡ超過１００ＶＡまでごとに	〃	349.65
		（旧供給約款附則６の適用を受けていたお客さま）〔附　則〕					（旧供給約款附則６の適用を受けていたお客さま）〔附　則〕		
		最低料金					最低料金		
		最初の８kWhまで	１契約	220.75			最初の８kWhまで	１契約	224.84
		電力量料金					電力量料金		
		８kWh超過分	１kWh	19.69			８kWh超過分	１kWh	20.05
	B	基本料金	１kVA	253.80		B	基本料金	１kVA	258.50
		電力量料金	１kWh	19.69			電力量料金	１kWh	20.05
		最低月額料金	１契約	220.75			最低月額料金	１契約	224.84

新　旧　料　金　率　比　較　表（　電　灯　分　）

（附則7〔消費税法の改正にともなう経過措置〕）

現行料金 区分	単位	料金率	新設料金 区分	単位	料金率
					円 銭
			定額電灯 需要家料金	1契約	54.00
			定額電灯 電灯料金		
			１０Ｗまで	1　灯	97.75
			２０Ｗまで	〃	146.90
			４０Ｗまで	〃	245.20
			６０Ｗまで	〃	343.51
			１００Ｗまで	〃	540.12
			１００Ｗ超過		
			１００Ｗまでごとに	〃	540.12
			定額電灯 小型機器料金		
			５０ＶＡまで	1機器	234.82
			１００ＶＡまで	〃	380.01
			１００ＶＡ超過		
			１００ＶＡまでごとに	〃	380.01
			従量電灯A 最低料金		
			最初の８kWhまで	1契約	231.55
			電力量料金		
			８kWh超過分	1kWh	19.52
			従量電灯B 基本料金		
			１０アンペア	1契約	280.80
			１５アンペア	〃	421.20
			２０アンペア	〃	561.60
			３０アンペア	〃	842.40
			４０アンペア	〃	1,123.20
			５０アンペア	〃	1,404.00
			６０アンペア	〃	1,684.80
			電力量料金		
			最初の120kWhまで	1kWh	19.52
			120kWh超過		
			300kWhまで	〃	26.00
			300kWh超過分	〃	30.02
			最低月額料金	1契約	231.55
			従量電灯C 基本料金	1kVA	280.80
			電力量料金		
			最初の120kWhまで	1kWh	19.52
			120kWh超過		
			300kWhまで	〃	26.00
			300kWh超過分	〃	30.02

現行料金					新設料金				
区分			単位	料金率	区分			単位	料金率
					臨時電灯	A	５０ＶＡまで１日につき	１契約	円銭 7.91
							１００ＶＡまで　〃	〃	15.81
							１００ＶＡ超過５００ＶＡまで１００ＶＡまでごとに　〃	〃	15.81
							１kVAまで　〃	〃	158.12
							１kVA超過３kVAまで１kVAまでごとに　〃	〃	158.12
						B	基本料金	10A	308.88
							電力量料金	１kWh	33.01
						C	基本料金	１kVA	308.88
							電力量料金	１kWh	33.01
					公衆街路灯	A	需要家料金	１契約	48.60
							電灯料金		
							１０Wまで	１　灯	88.46
							２０Wまで	〃	133.73
							４０Wまで	〃	224.25
							６０Wまで	〃	314.78
							１００Wまで	〃	495.84
							１００W超過１００Wまでごとに	〃	495.84
							小型機器料金		
							５０ＶＡまで	１機器	214.30
							１００ＶＡまで	〃	343.29
							１００ＶＡ超過１００ＶＡまでごとに	〃	343.29
							（旧供給約款附則６の適用を受けていたお客さま）〔附　則〕		
							最低料金		
							最初の８kWhまで	１契約	220.75
							電力量料金		
							８kWh超過分	１kWh	19.69
						B	基本料金	１kVA	253.80
							電力量料金	１kWh	19.69
							最低月額料金	１契約	220.75

新 旧 料 金 率 比 較 表（ 電 力 分 ）

現行料金				改定料金			
区分		単位	料金率	区分		単位	料金率
			円 銭				円 銭
低圧電力	基本料金	1kW	1,101.60	低圧電力	基本料金	1kW	1,122.00
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金	1kWh	17.06		夏季料金	1kWh	17.37
	その他季料金	〃	15.51		その他季料金	〃	15.80
臨時電力	定額制供給　1日につき	1kW	186.15	臨時電力	定額制供給　1日につき	1kW	189.60
	従量制供給	低圧電力の該当料金の20パーセント増し			従量制供給	低圧電力の該当料金の20パーセント増し	
	基本料金				基本料金		
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金	1kWh	20.45		夏季料金	1kWh	20.82
	その他季料金	〃	18.60		その他季料金	〃	18.94
農事用電力	基本料金	1kW	432.00	農事用電力	基本料金	1kW	440.00
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金	1kWh	12.89		夏季料金	1kWh	13.12
	その他季料金	〃	11.72		その他季料金	〃	11.94
	（旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま）				（旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま）		
	〔附　則〕				〔附　則〕		
	毎年最初の30日まで				毎年最初の30日まで		
	0．5kW		4,650.15		0．5kW		4,736.27
	1　kW		6,815.69		1　kW		6,941.91
	2　kW		10,824.98		2　kW		11,025.44
	3　kW		14,886.35		3　kW		15,162.02
	3kW超過1kW増すごとに		2,657.69		3kW超過1kW増すごとに		2,706.91
	30日をこえる1日につき				30日をこえる1日につき		
	0．5kW		40.89		0．5kW		41.65
	1　kW		66.64		1　kW		67.87
	2　kW		133.31		2　kW		135.78
	3　kW		196.69		3　kW		200.33
	3kW超過1kW増すごとに		58.00		3kW超過1kW増すごとに		59.07

新 旧 料 金 率 比 較 表（ 電 力 分 ）

（附則7〔消費税法の改正にともなう経過措置〕）

現行料金 区分	単位	料金率	新設料金 区分	単位	料金率
					円 銭
			低圧電力 基本料金	1kW	1,101.60
			低圧電力 電力量料金		
			低圧電力 夏季料金	1kWh	17.06
			低圧電力 その他季料金	〃	15.51
			臨時電力 定額制供給 1日につき	1kW	186.15
			臨時電力 従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の20パーセント増し	
			臨時電力 電力量料金		
			臨時電力 夏季料金	1kWh	20.45
			臨時電力 その他季料金	〃	18.60
			農事用電力 基本料金	1kW	432.00
			農事用電力 電力量料金		
			農事用電力 夏季料金	1kWh	12.89
			農事用電力 その他季料金	〃	11.72
			農事用電力 （旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま）		
			〔附 則〕		
			毎年最初の30日まで		
			0．5kW		4,650.15
			1 kW		6,815.69
			2 kW		10,824.98
			3 kW		14,886.35
			3kW超過1kW増すごとに		2,657.69
			30日をこえる1日につき		
			0．5kW		40.89
			1 kW		66.64
			2 kW		133.31
			3 kW		196.69
			3kW超過1kW増すごとに		58.00

新　旧　料　金　率　比　較　表（附則3〔料金についての特別措置〕分）

現　行　料　金			改　定　料　金		
区　　分	単位	割 引 額	区　　分	単位	割 引 額
		円 銭			円 銭
電化厨房住宅契約			電化厨房住宅契約		
電化厨房住宅割引額	1契約	割引対象額の3ﾊﾟｰｾﾝﾄ	電化厨房住宅割引額	1契約	割引対象額の3ﾊﾟｰｾﾝﾄ
電化厨房住宅割引上限額	1契約	540.00	電化厨房住宅割引上限額	1契約	550.00
口座振替割引			口座振替割引		
口座振替割引額	1契約	54	口座振替割引額	1契約	55
一括前払契約			一括前払契約		
一括前払割引額			一括前払割引額		
1年型	1契約	10.80	1年型	1契約	11.00
半年型	〃	8.64	半年型	〃	8.80

新　旧　料　金　率　比　較　表（附則3〔料金についての特別措置〕分）

（附則７〔消費税法の改正にともなう経過措置〕）

現　行　料　金			新　設　料　金		
区　　分	単位	割 引 額	区　　分	単位	割 引 額
					円 銭
			電化厨房住宅契約		
			電化厨房住宅割引額	１契約	割引対象額の３ﾊﾟｰｾﾝﾄ
			電化厨房住宅割引上限額	１契約	540.00
			口座振替割引		
			口座振替割引額	１契約	54
			一括前払契約		
			一括前払割引額		
			１年型	１契約	10.80
			半年型	〃	8.64

燃 料 費 調 整 基 準 単 価 比 較 表

現　行　料　金			改　定　料　金		
区　　分	単位	基準単価	区　　分	単位	基準単価
		円 銭厘			円 銭厘
(1)定額制供給			(1)定額制供給		
イ．定額電灯および公衆街路灯Ａ			イ．定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電　　灯			電　　灯		
１０Ｗまで	1灯	0.886	１０Ｗまで	1灯	0.902
２０Ｗまで	〃	1.770	２０Ｗまで	〃	1.803
４０Ｗまで	〃	3.540	４０Ｗまで	〃	3.606
６０Ｗまで	〃	5.310	６０Ｗまで	〃	5.409
１００Ｗまで	〃	8.851	１００Ｗまで	〃	9.015
１００Ｗ超過１００Ｗまでごとに	〃	8.851	１００Ｗ超過１００Ｗまでごとに	〃	9.015
小型機器			小型機器		
５０ＶＡまで	1機器	2.644	５０ＶＡまで	1機器	2.693
１００ＶＡまで	〃	5.288	１００ＶＡまで	〃	5.386
１００ＶＡ超過			１００ＶＡ超過		
１００ＶＡまでごとに	〃	5.288	１００ＶＡまでごとに	〃	5.386
ロ．臨時電灯Ａ			ロ．臨時電灯Ａ		
５０ＶＡまで１日につき	1契約	0.071	５０ＶＡまで１日につき	1契約	0.073
１００ＶＡまで　〃	〃	0.143	１００ＶＡまで　〃	〃	0.145
１００ＶＡ超過５００ＶＡ			１００ＶＡ超過５００ＶＡ		
まで１００ＶＡまでごとに　〃	〃	0.143	まで１００ＶＡまでごとに　〃	〃	0.145
1kVAまで　〃	〃	1.427	1kVAまで　〃	〃	1.453
1kVA超過3kVAまで1kVA			1kVA超過3kVAまで1kVA		
までごとに　〃	〃	1.427	までごとに　〃	〃	1.453
ハ．臨時電力			ハ．臨時電力		
１日につき	1kW	1.499	１日につき	1kW	1.527
ニ．農事用電力			ニ．農事用電力		
(旧供給約款附則７の適用を受けていたお客さま)			(旧供給約款附則７の適用を受けていたお客さま)		
〔附　則〕			〔附　則〕		
１日につき			１日につき		
０．５kW	1契約	0.375	０．５kW	1契約	0.382
１　　kW	〃	0.750	１　　kW	〃	0.763
２　　kW	〃	1.499	２　　kW	〃	1.527
３　　kW	〃	2.249	３　　kW	〃	2.290
3kW超過1kW増すごとに	〃	0.750	3kW超過1kW増すごとに	〃	0.763
(2)従量制供給	1kWh	0.228	(2)従量制供給	1kWh	0.232

燃 料 費 調 整 基 準 単 価 比 較 表

（附則７〔消費税法の改正にともなう経過措置〕）

現行料金			新設料金		
区分	単位	基準単価	区分	単位	基準単価
					円 銭厘
			(1)定額制供給		
			イ．定額電灯および公衆街路灯Ａ		
			電灯		
			１０Ｗまで	１灯	0.886
			２０Ｗまで	〃	1.770
			４０Ｗまで	〃	3.540
			６０Ｗまで	〃	5.310
			１００Ｗまで	〃	8.851
			１００Ｗ超過１００Ｗまでごとに	〃	8.851
			小型機器		
			５０ＶＡまで	１機器	2.644
			１００ＶＡまで	〃	5.288
			１００ＶＡ超過		
			１００ＶＡまでごとに	〃	5.288
			ロ．臨時電灯Ａ		
			５０ＶＡまで１日につき	１契約	0.071
			１００ＶＡまで 〃	〃	0.143
			１００ＶＡ超過５００ＶＡ		
			まで１００ＶＡまでごとに 〃	〃	0.143
			１kVAまで 〃	〃	1.427
			１kVA超過３kVAまで１kVA		
			までごとに 〃	〃	1.427
			ハ．臨時電力		
			１日につき	１kW	1.499
			ニ．農事用電力		
			（旧供給約款附則７の適用を受けていたお客さま）		
			〔附 則〕		
			１日につき		
			０．５kW	１契約	0.375
			１ kW	〃	0.750
			２ kW	〃	1.499
			３ kW	〃	2.249
			３kW超過１kW増すごとに	〃	0.750
			(2)従量制供給	１kWh	0.228

工 事 費 負 担 金 金 額 比 較 表

現　行　料　金			改　定　料　金		
区　　分	単位	金額	区　　分	単位	金額
		円 銭			円 銭
一般供給設備の工事費負担金					
架空配電設備の場合					
超過こう長	1ｍ	3,456.00			
地中配電設備の場合					
超過こう長	〃	27,324.00			

※工事費負担金は、一般送配電事業者が託送約款等にもとづき当社に請求する工事費負担金等を工事費負担金等相当額として申し受けることとした。

供給条件の変更の内容

平成26年改正法附則第16条第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第７項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の供給条件の変更につきましては，「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）による地方税法の改正にともない，消費税率の引き上げに必要となる変更を行ないました。

また，平成26年改正法附則第16条第３項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第４項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の供給条件の変更につきましては，ホールディングカンパニー制へ移行したことにともなう託送供給に係る供給条件の明確化等に必要となる変更を行ないました。

３　工事費負担金等相当額説明書

工事費負担金等相当額説明書

工事費負担金等相当額については，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が，当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等として当社に請求する金額といたしました。